

つくば市トライアル発注認定事業実施要綱

令和4年1月31日

つくば市告示第74号

(目的)

第1条 この要綱は、新規性の高い優れた新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を有する事業者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 この要綱に基づき、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、つくば市トライアル発注認定事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 実施計画（様式第2号）

(2) その他新商品等の詳細が分かる資料（パンフレット等）

3 申請者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類をもって前項各号に掲げる書類に代えることができる。

(1) 新商品等が申請日の属する年度又はその前年度につくば市商品等のつくばクオリティの認定に関する要綱（令和2年つくば市告示第631号）第8条第1項に規定する認定を受けている場合 認定書類

(2) 他の地方公共団体の長が既に実施計画を確認している場合 実施計画の写し
(認定基準)

第3条 実施計画は、申請する新商品等が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令

第29号) 第12条の3第1項各号のいずれにも適合するものでなければならない。

(事業者の認定)

第4条 市長は、認定申請書及び実施計画が前条に定める認定基準に適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、認定申請書及び実施計画が前条に定める認定基準に適合すると認めたときは、その申請者をつくば市トライアル発注認定事業者（以下「認定事業者」という。）として認定する。

3 市長は、第2条第3項第2号の規定による認定申請があったときは、その申請者を認定事業者として認定する。

4 市長は、前2項の規定による認定をしたときは、認定事業者に対して、つくば市トライアル発注認定事業認定通知書（様式第3号）により通知する。

5 市長は、第3項の規定による認定をしなかったときは、当該申請者に対し、つくば市トライアル発注認定事業不認定通知書（様式第4号）により通知する。

(実施計画の変更)

第5条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、つくば市トライアル発注認定事業実施計画変更承認申請書（様式第5号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更後の実施計画が提出された場合には、変更後の実施計画が第3条の規定に適合すると確認したときは、つくば市トライアル発注認定事業実施計画変更承認通知書（様式第6号）により、当該認定事業者に対し、その旨を通知する。

3 市長は、変更後の実施計画を不適合としたときは、当該認定事業者に対し、つくば市トライアル発注認定事業実施計画変更不承認通知書（様式第7号）により通知する。

(実施計画の中止)

第6条 認定事業者は、認定期間中に認定申請書及び実施計画に基づく事業を中止

したときは、つくば市トライアル発注認定事業中止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第7条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条第2項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 実施計画（第5条第2項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していないとき。

(2) 認定申請書及び実施計画が第3条に定める認定基準に適合しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、つくば市トライアル発注認定事業認定取消通知書（様式第9号）により速やかにその旨を認定を取り消した事業者に通知する。

（報告及び調査）

第8条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して申請内容の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

（公表）

第9条 市長は、事業を認定したときは、認定事業者の名称、連絡先及び主たる事務所の所在地（法人の場合に限る。）並びに新商品等の名称、内容及び価格を公表するものとする。

2 市長は、認定事業者の新商品等を随意契約により発注する場合、つくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）第26条の2各号に規定する事項のほか、使用後の評価を公表するものとする。

（申請時の告知事項）

第10条 市長は、申請があったときは、次に掲げる事項を申請者に告知するものとする。

(1) 市は、新商品等の品質等を保証するものではないこと。

- (2) 市は、新商品等の購入又は賃借を確約するものではないこと。
- (3) 新商品等と同等品が契約締結前に市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との一般競争入札による購入又は賃借となること。
- (4) 申請内容に含まれる著作物の使用に関し必要な事項は、申請者と市で協議の上、別に定めること。
- (5) 市は、認定事業者が行う事業活動や認定取消しにより生じた損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に定める事項の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。